

特定事業許可申請に係る申告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定事業許可申請に際し、申請者の欠格事項について以下のとおり申告します。なお、この内容について、変更が必要となるに至ったときは、速やかに申し立てます。

〔 いずれかに○印をつけること。なお、虚偽の申告をした場合には、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する 条例第34条第1項第3号の規定により、許可を取り消すことがある。 〕

事 項		申請者	役員等	法定代理人	使用人	親子会社等
役員等、法定代理人、使用人及び親子会社等の欄は、該当者がいる場合、該当に○印をし、以下について申告すること。			該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
①	条例第17条第2項若しくは第3又は第35条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
②	条例第34条第1項各号（第7号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。）	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
③	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
④	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑤	土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑥	条例第34条第1項の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑦	土砂等の埋立て等に関する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者 ※ただし、上記①及び⑥を除く。	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑧	土砂等の埋立て等に関する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる状態のまま放置している者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当

備考

1 役員等

法人における役員等、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者を含む。

2 法定代理人

申請者が未成年であって、親権者又は未成年後見人（1に該当する者を除く。）

3 使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者（1及び2に該当する者を除く。）

a 本店又は支店（商人以外の者）にあっては、主たる事務所又は主たる事務所

b aに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

4 親子会社等

申請者を除く次に掲げる者（1から3までに該当する者を除く。）

a 申請者と商法上の親会社又は子会社の関係にある法人

b 申請者（法人にあっては、その代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体である場合に限る。）

c 申請者（法人にあっては、その代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（実質的に同一主体である場合に限る。）